

令和 4 年度後期以降の新型コロナウイルス感染症の対応について

周知の通り、9月8日に国は「With コロナに向けた新たな段階への移行」を決定し、全数届出や陽性者の自宅療養期間等が見直されました。第8波、第9波が来ることも予想されています。

コロナ禍3年目を迎え、私たちは感染予防に関する知識を蓄え、予防接種を可能な範囲で進めています。皆さんそれぞれが感染予防対策を講じることにより、感染や濃厚接触者判定から身を守ることが可能です。

改めて以下に対応についてまとめました。感染が疑われる場合は速やかに受診・検査等を行い、欠席扱いにならない事象が生じた場合（ワクチン接種後を除く）は、健康センターに報告をお願いします。

千代田キャンパス [新型コロナウイルス感染症報告フォーム](#)（大学健康センターサイトへ）

多摩キャンパス TEL：042-339-0273 Email：ss.tama@ml.otsuma.ac.jp ※◎は@に変える
次ページ「令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱について」もお読みください。

学生

1. 新型コロナウイルスに感染した／感染の疑いがある場合

状況	対象	該当期間
新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅等で療養した PCR 検査・抗原検査で陽性となり、自治体の陽性者フォローアップセンター等へ登録し、自宅等で療養した	○	保健所・診察医の指示期間 症状あり：発症日を 0 日として 7 日目かつ症状軽快後 24 時間（入院している場合等は 10 日間） 症状なし：診断日を 0 日として 5 日目の抗原定性検査キットによる検査が陰性の場合は 5 日目まで（検査を受けない場合は 7 日目まで）
新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがあり、病院受診するために休んだ	○	受診日から診断結果が出た日まで （コロナ感染と診断された場合は上記に準ずる）
新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがあり、PCR・抗原検査を受けるために休んだ	○	検査日から検査結果が出た日まで
新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがあったが、病院は受診せず、自宅で様子を見ていた	×	自己都合での欠席扱いとなります

※有症状の場合には 10 日間、無症状の場合には 7 日間は引き続き、自身による検温、重症化リスクのある者との接触や感染リスクの高い行動を控えること

※保健所・診察医の指示により公欠該当期間が延長される場合は健康センターで詳細を聴取した上での判断となります。

2. 濃厚接触者と判定された

状況	対象	該当期間
保健所から濃厚接触者と判定され自宅で待機した	○	保健所・診察医の指示期間
新型コロナウイルスに感染した同居家族の診察医から自宅待機を指示された	○	感染者との最終接触日を 0 日として、2 日目と 3 日目に 2 日続けて検査が陰性の場合は 3 日目まで（検査を受けない場合は 5 日目まで）
学内クラスター発生に伴い健康センターから自宅待機を指示された	○	健康センター長指示期間
交流のあった知人・友人等同居家族以外が新型コロナウイルスに感染したため、濃厚接触者が疑われる	×	自己都合での欠席扱いとなります

3. ワクチン接種後

状況	対象	該当期間
ワクチン接種のために休んだ（早退・遅刻を含む）	○	ワクチン接種日
ワクチン接種後の副反応症状により休んだ（早退・遅刻を含む）	○	接種翌日と翌々日

※ワクチン接種の副反応が 3 日以上続き受診した場合は健康センターで詳細を聴取した上での判断となります。

授業担当者および学生の皆さんへ

大妻女子大学／大妻女子大学短期大学部
学 長 伊藤 正直

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱について

3月3日付け本学ホームページ掲載の「学長からのメッセージ ―令和4(2022)年度の授業について―」でお知らせしましたように、令和4年度も新型コロナウイルス感染症への罹患、濃厚接触者と判定されての自宅待機、ワクチン接種日または接種後の体調不良等に伴う授業欠席については、所定の手続を行うことにより、欠席等としては取り扱わない制度を、当面の間継続することといたします。

以下に手続方法等についてまとめましたので、該当する事象が生じた場合は参照してください。

学生

1. 新型コロナウイルスに感染した／濃厚接触者と判定された／感染の疑いがある場合

状況	学生の手続方法
新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅等で療養した	①状況が判明次第、健康センターに連絡
濃厚接触者と判定され自宅で待機した	②次回登校時等に、「新型コロナウイルス感染症に係わる報告書」と「健康観察表」を健康センターに提出
新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがあり、病院受診あるいはPCR・抗原検査を受けるために休んだ(受診・検査をしていない場合は対象外)	③「欠席届」に「新型コロナウイルス感染症に係わる報告書」を添えてクラス指導主任に提出・押印後に、「欠席届」コピーを欠席した授業担当者へ提出
同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、保健所からの指示が出るまで休んだ	④「欠席届」原本を学生担当部署へ提出 ※欠席届については「学生生活の手引き」を参照してください。

2. ワクチン接種日

状況	学生の手続方法
接種日時が指定されているため、授業を早退する	①次回登校時等に、「欠席届」に「新型コロナウイルス感染症に係わる報告書」およびワクチン接種済証等(写)を添えてクラス指導主任に提出・押印後に、「欠席届」コピーを欠席した授業担当者へ提出
接種日時が指定されているため、授業に遅刻する	②「欠席届」原本を学生担当部署へ提出 ※早退の場合は当該時限開始時に授業担当者に連絡(口頭等)
接種日に授業を欠席する	

3. ワクチン接種後

状況	学生の手続方法
軽度の副反応(発熱、頭痛、倦怠感等)の症状があり、授業を欠席する(接種翌日から2日以内) ※	上記「2. ワクチン接種日」と同様

※ワクチン接種後、発熱等の症状が3日以上続く場合や、接種後2日以内であっても症状が重い場合、ワクチンでは起こりにくい症状(咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状)がみられるなど感染を疑う症状がある場合には、医療機関等を受診してください。

【手続時における所定用紙について】

大学ホームページのトピックス「2022(令和4)年度 新型コロナウイルス感染症に関する大妻女子大学の対応【特設ページ】」(https://www.otsuma.ac.jp/news_other/school/74912/)―「健康センターからのお知らせ」内に掲載されています。

【試験日】

上記に該当する試験欠席については、追試験の対象といたします。

追試験願の手続等は、別途、UNIPA から案内される追試験の手続方法をご確認ください。

授業担当者(教員)

1. 学生が上記に則り手続をした場合は、「欠席の理由」が「『学校保健安全法』で定められた感染症対策のため」または「新型コロナウイルスワクチン接種のため(早退・遅刻を含む)」と記載された欠席届が提出されますので、記載された期間の授業回は欠席・遅刻・早退として取り扱わないようお願いいたします。
2. 授業担当者が感染または濃厚接触者等となった場合は、健康管理室の指示に従ってください。
(健康管理室からのお知らせ : https://www.otsuma.ac.jp/news_other/school/60905/)
授業を休講する場合は、manaba にて学生に休講を通知し、本学所定の休講届・補講届をご提出ください。
3. 対面授業を休講とした場合の補講については、オンライン(オンデマンド型)授業で実施することも可能です。

以上